

紙推進協ニュース 2021年6月30日 No.107

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21 新虎ノ門実業会館8階

TEL : 03-3501-6191 ホームページ : <http://www.kami-suisinkyō.org/>

FAX : 03-3501-0203 Eメール : p@kami-suisinkyō.org

本紙推進協ニュース No.107では、(1)「2021年度当推進協議会定時総会」(6/7開催) (2) 容リ制度見直しの関連動向 (3) 指定法人委員会情報
①「精算金額及び精算率」②「紙容器事業部2020年度業務報告」をお届け致します。

◇ 2021年度定時総会開催

6月7日(月)15時30分から、コートヤード・マリオット銀座東武ホテルにおいて、当推進協議会2021年度定時総会が開催されました。本年度は新型コロナウイルス感染症拡大対策で、体温測定器及び全席アクリル板を設置の上、規模を縮小する形としました。穴水会長の挨拶後、審議に入りました。



<会長挨拶>

当推進協議会の会長を務めております、穴水でございます。

本日は、皆様、ご多忙中にもかかわらず、当推進協議会定時総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、多大な影響を受けました会員の皆様には心からお見舞い申し上げます。

会員の皆様一人一人のご協力をいただき、当推進協議会の活動が有意義なものとなりますよう役員一同、力を合わせて取り組んで参る所存です。よろしくお願いいたします。

さて、容リ制度見直しの動きにつきましては、皆様ご存知のとおり「プラスチック資源循環促進法案(プラスチックに係わる資源循環の促進等に関する法律案)」が今通常国会に提出され、6月4日に成立、詳細については、省令で発する準備が進められています。

当推進協議会の事業対象である紙製容器包装につきましても、プラスチック容器包装の紙化の動きや中国の廃棄物輸入規制等により、新たなリサイクルシステムの再構築等、大きな革新が求められる時代に入っていると考えています。

その中で、当推進協議会は今年度、3R推進団体連絡会と協働の上、第4次自主行動計画にあたる「自主行動計画2025」については、数値目標を含め4月22日に発表、現在進行中の「自主行動計画2020」の目標達成及び合理的なりサイクルシステムの構築に、引き続き取り組んで参ります。

<総会成立の確認及び議事録署名人の選出>

川村専務理事より、出席18会員、委任状提出38会員で全会員56会員となり規約第17条の過半数に達し、総会が成立していることを報告しました。規約第15条により、穴水会長が議長に就任、議長挨拶の後、議事録署名人に(一社)日本印刷産業連合会の緒方常務理事及び(一財)食品産業センターの渡邊次長を選出しました。

I 議題及び審議結果

総会では、以下議案について審議され、議案は全て承認されて今総会の議事は終了しました。

第1号議案 2020年度活動報告ならびに収支決算報告

第2号議案 2021年度活動計画ならびに収支予算案について

II 各議案内容及び審議状況

『第1号議案 2020年度活動報告ならびに収支決算報告』

議長から専務理事へ報告するように指示があり、専務理事が以下の2020年度活動報告ならびに収支決算報告を行いました。

2020年度 活動報告

(1) 紙製容器包装のリサイクル状況

指定法人事業実績(2020年度市町村からの引取実績量、再商品化販売量)、環境省容リ法に基づく分別収集・再商品化の実績(2019年度実績)、当推進協議会調査推計結果(2019年度実績回収量・回収率)を報告しました。

(2) 自主行動計画2020フォローアップ報告(2019年度実績)

- ① リデュースの推進: 13.1%削減(2004年度比: 紙・板紙使用量削減)
- ② リサイクルの推進: 回収率26.6%

(3) 容器包装リサイクル制度見直しに向けた取り組み及び関連動向

<容リ法改正対策委員会>

- ① 自主行動計画2025(2021~2025年度: 第4次自主行動計画)の策定
- ② 紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」改訂
- ③ 「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」パブリックコメント
- ④ クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA)取り組み
- ⑤ 中国の廃棄物輸入規制の動き

(4) 紙製容器包装の調査活動

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

<技術委員会>

- ② 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査
- ③ 紙製容器包装のマテリアルフローの作成

<総務委員会>

- ④ 市町村回収量アンケート調査

(5) 3R推進のための広報・啓発

<総務委員会>

- ① 「3R改善事例集第14版」の発行
- ② 「エコプロOnline2020」出展(11月25-28日: オンライン開催)

(6) 3R推進団体連絡会における取り組み(自主行動計画と主体間連携の推進)

- ① 自主行動計画フォローアップ報告(12月10日: 経団連会館)
- ② 主体間連携の推進

- ・「容器包装3R推進フォーラム」(1月28日-2月1日)Web配信開催
- ・意見交換会「容器包装3R交流セミナー」(函館・松本市)開催
- ・3R推進市民リーダー育成プログラム
- ・展示会への出展

(7) 会員への情報提供

- ① 紙推進協ニュース(No. 103~106)の発行やメールの発信
- ② 「3R改善事例集第14版」を全会員に送付
- ③ ホームページの充実

(8) 2020年度収支決算報告

収支決算報告の後、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として本年度も個別監査とし、2021年4月26日に森永乳業株式会社の森監事が、5月11日に江崎グリコ株式会社の越智監事が行った監査結果を、両監事を代表して越智監事が報告しました。

第1号議案について議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承されました。

『第2号議案 2021年度活動計画ならびに収支予算案について』

議長から専務理事へ報告するように指示があり、専務理事が以下の2021年度活動計画ならびに収支予算案について報告しました。

2021年度 活動計画

(1) 企画・運営

<運営幹事会>

当推進協議会の活動全体の企画・運営体制の強化及び理事会への提案について、立案・検討を行います。

(2) 容器包装リサイクル制度の見直しに向けた取り組み

<容り法改正対策委員会>

① 自主行動計画2025(2021~2025年度)発表

第4次自主行動計画である自主行動計画2025(2021~2025年度)の数値目標を含む活動計画等を3R推進団体連絡会の一員として4月に発表しました。数値目標はリデュース率15%、回収率28%としました。

② 自主行動計画2020のフォローアップ報告(2020年度実績)

第3次自主行動計画である自主行動計画2020(2016~2020年度)の最終年度(2020年度)のフォローアップ報告を経団連とともに12月に記者発表します。

③ 容り制度見直しに向けた「提言」を引き続き検討

経済産業省・環境省による合同審議会において取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に対応して、当推進協議会の改訂した「提言」の実現に向けて取り組むとともに次回の容り制度の見直しに向け、審議会のヒアリングに対応できるよう意見交換を進めます。

④ 経済産業省・環境省による合同会議により本年1月「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられ、「プラスチックに係わる資源循環の促進等に関する法律案」として通常国会に提出され、全会一致で成立しました。プラスチック資源の分別収集を促進するため、製品プラも容りルートを活用した再商品化を可能にする等、容り法の枠組みや紙製容器包装に係わる影響を分析するとともに、「再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え」等、クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA)での取り組みをはじめとした諸課題や、「中国の廃棄物輸入規制問題」についても検討します。

(3) 紙製容器包装の調査活動

① 総務・技術委員会活動報告のまとめ

容り制度の見直しに備え、2012年度以降の総務・技術委員会の活動報告をまとめます。

<技術委員会>

② 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査

③ 紙製容器包装の軽量化実態調査（原単位）

④ 紙製容器包装のマテリアルフローの作成

<総務委員会>

⑤ 市町村回収量アンケート調査

(4) 3R推進のための広報・啓発

<総務委員会>

① 「3R改善事例集第15版」の発行

② 展示会への出展

③ 会員への情報提供

- ・紙製容器包装の容り制度見直しの進捗状況に合わせ、会員セミナーを開催
- ・「紙推進協ニュース」の発行やメールの発信
- ・「3R改善事例集第15版」を全会員に送付
- ・ホームページの充実

(5) 3R推進団体連絡会における取り組み（自主行動計画と主体間連携の推進）

第4次自主行動計画である自主行動計画2025（2021～2025年度）の数値目標を含む活動計画を4月に発表、3R推進団体連絡会としてまとめて取り組みます。自主行動計画2020の最終年度（2020年度）及び全体の成果を12月に経団連とフォローアップ報告として記者発表します。

主体間の連携を推進するため、①3R推進フォーラム、②3R交流セミナー、③3R市民リーダー育成、④「エコプロ2021」に出展等を実施します。

また、指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討する課題については、指定法人ルートの4団体を中心に有力団体と連携しつつ取り組みを進めていきます。

(6) 2021年度予算案説明

川村専務理事より2021年度予算案の内容を説明しました。

2021年度役員名簿について、本年度は役員改選の年ではありませんが交代されましたのは、黒川副会長が退任され、後任には同じく日本製菓団体連合会の山田常務理事が副会長に就任され、理事で交代されたのは、(一社)全国発酵乳乳酸菌飲料協会の南専務理事が退任され、後任には同じく桑崎専務理事が就任されたことをご紹介しました。

2020年度の個別活動報告について、例年実施しているパワーポイントを使用した発表を本年度は中止としましたが、その資料は、当推進協議会のホームページに掲載することを説明しました。

第2号議案について議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承されました。

議長は、以上をもって議案の審議はすべて終了した旨を告げました。

この後、専務理事は総会運営に対する謝辞を述べ閉会を宣しました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、懇親会は中止とさせていただきました。

◇ 容器制度見直しの関連動向

[プラスチック資源循環促進法]

2020年5月から開催された中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループの合同会議における審議を経てパブリックコメントを実施の上、2021年1月28日の第8回合同会議で「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられました。3月9日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定され、第204回通常国会にて審議されました。5月25日には衆議院本会議で十四事項の付帯決議で、6月4日には参議院本会議で十五事項の付帯決議でそれぞれ全会一致で可決され、6月11日公布されました。

1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 要旨

本法律は、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、市町村による再商品化及び事業者による自主回収・再資源化の促進のための制度を創設するとともに、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定める。
- 二、主務大臣は、プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべきプラスチック使用製品設計指針を定めるとともに、国は、本指針に適合したプラスチック使用製品について、グリーン購入法上の配慮をする。
- 三、主務大臣は、特定プラスチック使用製品提供事業者が特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定め、本基準を勘案し、事業者に必要な指導及び助言ができるものとする。
- 四、市町村のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化において、容器包装再商品化法のルートの活用を可能とするとともに、市町村と再商品化実施者が連携して再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、容器包装再商品化法の特例措置等を講じる。
- 五、製造・販売事業者等が使用済プラスチック使用製品に関する自主回収・再資源化事業計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定自主回収・再資源化事業者として、廃棄物処理法の特例措置を講じる。
- 六、主務大臣は、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定め、本基準を勘案し、事業者に必要な指導及び助言ができるものとする。
- 七、排出事業者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定再資源化事業者として、廃棄物処理法の特例措置を講じる。
- 八、産業廃棄物処理事業振興財団は、二の指針に適合したプラスチック使用製品等に係る施設整備事業に必要な債務保証及び研究開発に必要な助成金の交付等の業務を行うことができるものとする。
- 九、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、基本方針の制定に当たっては、二〇五〇年カーボンニュートラル及び海洋プラスチックごみによる新たな汚染を二〇五〇年までにゼロにすることを旨とする大阪ブルー・オーシャン・ビジョンと整合し、更に出来る限り前倒しで達成できるよう、プラスチック使用製品廃棄物の発生量の大幅な削減及び熱回収の最小化に資するものとする。
- 二、プラスチック使用製品設計指針の策定に当たっては、プラスチックの発生抑制に加えライフサイクル全体での環境負荷の観点からトップランナーの内容となるよう検討すること。あわせて、認定プラスチック使用製品に関して、実際の発生抑制の効果などを調査し、公表することを検討すること。
- 三、消費者が認定プラスチック使用製品であること及びプラスチック使用製品に使用されているプラスチックの環境負荷・成分・廃棄方法等について知ることができるよう表示制度等の検討を行うこと。
- 四、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の一括回収の実施に関し、市町村の事務に過度な負担をもたらすことがないよう各市町村の実情に応じた適切な配慮を行うとともに、市町村の財政上の負担について、地方財政措置その他の必要な措置を講じ、持続可能な体制を整備すること。
- 五、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画及び排出事業者の再資源化事業計画に係る認定による廃棄物処理法の特例について、当該特例の運用が廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう、各事業者に対し適切な指導・監督を行うこと。
- 六、発生量が大幅に削減されるよう取り組んだ上で、回収され、又は収集された使用済プラスチック使用製品等の再使用又は再生利用による循環的な利用が拡大されることにより熱回収の最小化が図られるよう地方公共団体及び事業者に対し、必要な財政上及び技術上の支援を講ずること。
- 七、マイクロプラスチックの環境への流出状況及びマイクロプラスチックが生態系に与える影響を的確に把握するとともに、その結果に基づき、マイクロプラスチックの環境への流出の防止のため、必要な措置を早急に講ずること。
- 八、国内において生じた使用済プラスチック使用製品等について、国内において適正に再使用、再生利用その他の処理がされるよう、再使用の体制整備やリサイクル設備の拡充に向けた支援等を行うとともに、使用済プラスチック使用製品等の輸出の規制に関する強化された措置の適正な運用を図ること。
- 九、代替素材の導入に当たっては、当該素材のライフサイクル全体での環境負荷、食料との競合及び発展途上国における社会・環境面での影響等を含む総合的見地から検証を行うこと。
- 十、プラスチック使用製品やその代替品に含まれる有害化学物質が、人の健康又は生態系に悪影響を発生させることがないよう、その影響について調査研究を進めるとともに、プラスチック用添加剤等の化学物質に係る成分の表示について義務付けも含め検討を行うこと。
- 十一、既に海洋環境等に流出している使用済プラスチック使用製品等については、実効性のある回収方法についての調査研究を行うとともに、回収に取り組む地方公共団体及び事業者等に対し、必要かつ十分な財政上及び技術上の支援を講ずること。
- 十二、海洋プラスチックごみの多くが発展途上国から流出していると推定されていることに鑑み、発展途上国における使用済プラスチック使用製品等の削減及び回収・処理等に関する所要の助言及び支援を行うとともに、地球規模の海洋プラスチックごみによる環境汚染を包括的に解決するため、国際的な連携強化に取り組むこと。
- 十三、漁具及び農業用の器具等に係る使用済プラスチック使用製品による環境汚染を防止するため、これらの環境への流出状況を把握し、その流出量の削減及び回収のため、漁具マーキングや報告体制の整備など必要な措置を行うとともに、自然循環する生分解性素材等による海洋環境に悪影響を最大限軽減できる代替製品の研究開発に一層努めること。

十四、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状に鑑み、本法で規定するプラスチック使用製品のうち、専ら医療の用に供するものについて、特段の配慮を行うこと。

十五、製造事業者のプラスチック使用製品廃棄物の回収から再使用、再生利用までのライフサイクル全般にわたる責任の在り方など、拡大生産者責任の徹底等に向けた検討を行うこと。

右決議する

3 今後の見通し

「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」。)が国会で可決されたのを受けて、政省令及び各運用規定等の在り方を検討するため、6月より、有識者、関連団体等を含めて構成された「プラスチック使用製品廃棄物の一括回収・再商品化に関する研究会」及び「プラスチック使用製品設計指針に関する研究会」の2つの研究会が経済産業省により設置され、秋頃(9月)までに3回程度、開催予定となっています。

(1) 「プラスチック使用製品廃棄物の一括回収・再商品化に関する研究会」

当推進協議会も一員である3R推進団体連絡会や公益財団法人日本容器包装リサイクル協会もオブザーバーとして参加、「プラスチック資源循環促進法」における「市町村の分別収集及び再商品化」に係る制度の運用ルールについて、第1回目は6月28日に開催されました。

概要としては、「プラスチック資源循環促進法」では、プラスチック資源の分別収集を促進するため、

- ① 容器包装リサイクル法に基づく再商品化ルートを活用して、プラスチック製容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を可能とし(一括回収・再商品化)、また、
- ② 市町村が、再商品化事業者と連携して行う再商品化計画を作成し、主務大臣の認定した場合に、市町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施すること(中間処理工程の一体合理化)を可能とする

措置を講じているところ、これらの措置の円滑な実施に向けて、公平かつ公正なルールの具体化に向けた検討を進め、基本的な考え方を整理する。

また、主な論点は、以下の通りとなります。

- ① 収集対象物〔品質を担保する分別基準の内容等について〕の考え方：基本的な考え方・分別基準
- ② 再生処理の在り方〔適正な再生処理方法、処理設備等ガイドライン化し、事業者登録・計画認定審査の基準とする〕
- ③ 入札関係〔適正な、落札方式、単価決定方式、総合的評価について〕
- ④ 認定基準〔計画認定時の基準、特定事業者の費用負担について〕：概要・容リ費用の妥当性の審査
- ⑤ 量の決定・担保方法〔容リ/製品の線引き、異物処理費の負担方法について〕：概要・調査・委託スキーム
- ⑥ 合理化拠出金〔適否判定及び審査方法について〕

(2) 「プラスチック使用製品設計指針に関する研究会」

当推進協議会が会員として参加しているクリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA)が「研究会」の委員を務めており、Key action 5の「紙・セルロース素材の開発・利用」をとおして、「再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え」の考え方に基づき、取りまとめを行い、意見を表明する予定です。第1回目は7月8日に開催予定です。

各研究会において検討された内容を踏まえ、省令は公布を経て、2022年4月1日には施行に至る予定であり、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会でも、臨時理事会、臨時評議員会の手続きを経て定款の変更等が必要となります。

◇ 精算金額及び精算率 (公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 (指定法人) 資料)

2021年6月4日開催の総務企画委員会にて精算金額及び精算率の発表が行われました。

【令和2年度特定事業者再商品化実施委託料金総額及び清算金額】 (実施委託料) 単位：円

特定分別基準適合物	令和2年度特定事業者 商品化予定実施委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託料金の 精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
紙製容器包装	507,700,409 (472,907,678)	126,074,346 (156,879,187)	24.8 (33.2)
ガラスびん無色	694,997,045 (677,544,953)	34,205,408 (53,757,892)	4.9 (7.9)
ガラスびん茶色	718,590,442 (755,145,970)	56,875,094 (110,897,309)	7.9 (14.7)
ガラスびんその他の色	1,296,889,554 (1,266,111,645)	-320,884,594 (-33,667,265)	-24.7 (-2.7)
PETボトル	926,143,726 (574,577,907)	-1,486,964,514 (-154,443,998)	-160.6 (-26.9)
プラスチック製容器包装	45,716,418,160 (44,592,819,653)	6,518,298,356 (10,532,790,227)	14.3 (23.6)

*精算率は小数点以下第2位を四捨五入しています。

(注) 下段 () 内は令和元年度(2019年度)

【令和元年度特定事業者再商品化拠出委託料金総額及び清算金額】 (拠出委託料) 単位：円

特定分別基準適合物	令和元年度特定事業者 商品化予定拠出委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託料金の 精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
紙製容器包装	3,980,488 (3,773,899)	3,894,214 (2,803,202)	97.8 (74.3)
ガラスびん無色	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
ガラスびん茶色	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
ガラスびんその他の色	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
PETボトル	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
プラスチック製容器包装	294,386,324 (0)	188,502,418 (0)	64.0 (0.0)

*精算率は小数点以下第2位を四捨五入しています。

(注) 下段 () 内は平成30年度(2018年度)

尚、“清算金額の計算方法”、指定法人の“業務報告”、については、添付の資料1～3を参照ください。

資料1 再商品化実施委託料金清算金額計算方法 資料2 再商品化拠出委託料金清算金額計算方法

資料3 紙容器事業部 令和2年度(2020年度)業務報告・令和3年度(2021年度)活動計画

実施委託料

令和2年度再商品化委託料金精算金額計算方法 (実施委託料)

1. 特定事業者再商品化実施委託料金総額及び精算金額

(単位：円)

特定分別基準適合物	令和2年度特定事業者 再商品化予定実施委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託 料金の精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
ガラスびん無色	694,997,045 円	34,205,408 円	4.9%
ガラスびん茶色	718,590,442 円	56,875,094 円	7.9%
ガラスびんその他の色	1,296,889,554 円	-320,884,594 円	-24.7%
P E T ボトル	926,143,726 円	-1,486,964,514 円	-160.6%
紙製容器包装	507,700,409 円	126,074,346 円	24.8%
プラスチック製容器包装	45,716,418,160 円	6,518,298,356 円	14.3%
合 計	49,860,739,336 円	4,927,604,096 円	9.9%

※精算率は小数点以下第2位を四捨五入しております。

2. 再商品化実施委託料金精算金額計算方法

(円未満は小数点第1位を切り上げ。ただし精算金額がマイナスの場合は切り捨てとなります。)

・ガラスびん無色	34,205,408 円	×	貴社の令和2年度予定実施委託料金 694,997,045 円
・ガラスびん茶色	56,875,094 円	×	貴社の令和2年度予定実施委託料金 718,590,442 円
・ガラスびんその他の色	-320,884,594	×	貴社の令和2年度予定実施委託料金 1,296,889,554 円
・PETボトル	-1,486,964,514 円	×	貴社の令和2年度予定実施委託料金 926,143,726 円
・紙製容器包装	126,074,346 円	×	貴社の令和2年度予定実施委託料金 507,700,409 円
・プラスチック製容器包装	6,518,298,356 円	×	貴社の令和2年度予定実施委託料金 45,716,418,160 円

抛出委託料

令和元年度再商品化委託料金精算金額計算方法 (抛出委託料)

1. 特定事業者抛出委託料金総額及び精算金額

(単位：円)

特定分別基準適合物	令和元年度特定事業者 予定抛出委託料金 (精算前) (A)	抛出委託料金の 精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
ガラスびん無色	0円	0円	0.0%
ガラスびん茶色	0円	0円	0.0%
ガラスびんその他の色	0円	0円	0.0%
P E T ボトル	0円	0円	0.0%
紙製容器包装	3,980,488円	3,894,214円	97.8%
プラスチック製容器包装	294,386,324円	188,502,418円	64.0%
合計	298,366,812円	192,396,632円	64.5%

※精算率は小数点以下第2位を四捨五入しております。

2. 抛出委託料金精算金額計算方法

(円未満は小数点第1位を切り上げ。ただし精算金額がマイナスの場合は切り捨てとなります。)

・ガラスびん無色	0円	×	貴社の令和元年度予定抛出委託料金	0円
・ガラスびん茶色	0円	×	貴社の令和元年度予定抛出委託料金	0円
・ガラスびんその他の色	0円	×	貴社の令和元年度予定抛出委託料金	0円
・PETボトル	0円	×	貴社の令和元年度予定抛出委託料金	0円
・紙製容器包装	3,894,214円	×	貴社の令和元年度予定抛出委託料金	3,980,488円
・プラスチック製容器包装	188,502,418円	×	貴社の令和元年度予定抛出委託料金	294,386,324円

令和3年6月2日

紙容器事業部 令和2年度業務報告

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

紙容器事業部

1. 令和2年度業務の概況

令和2年(暦年)の国内における紙・板紙の生産量は、22,876千トンとなり、前年の25,401千トン比90.1%となった。一方、令和2年(暦年)の古紙の回収量は、18,883千トンと前年の19,795千トン比95.4%となった。

紙製容器包装に関しては、令和2年度の市町村からの引取量は20,274トン(令和元年度は20,729トン)となり、前年度対比で97.8%、契約量20,606トンに対しては98.4%となった。一方、再商品化製品販売量は、19,785トンとなり、令和元年度の20,469トンに比し96.7%となった。

2. 令和2年度の活動

(1) 再生処理事業者の管理・指導

令和元年末から取り沙汰されて来たコロナ感染症拡大により関連自治体へ二度に亘って緊急事態宣言が発出され、特に第一四半期および第四四半期は現地検査予定を見送らざるを得ない状況となった。そのような状況下、再生処理事業者の業務が適正・順調になされているかを確認するため、保管施設を兼ねる事業者、契約量の多い事業者など25事業者31施設について現地検査を実施した。検査では、コロナ禍で衛生面など業務に支障が出ていないか、日報等の報告書類と実際のマスフローが整合しているか、一般廃棄物処理施設設置許可証や指定可燃物貯蔵取扱届出書、トラックスケールの検査証などの法的書類と現場が整合しているか、選別がルールどおり実施されているかなどのチェックを行った。その結果、概ね適正に再商品化されていることを確認した。

現場指導としては、紙製容器包装再商品化ルールに基づいた選別指導はもとより、安全・衛生・防火対策、特に過積載防止の指導、さらに昨今大きな問題となっているリチウムイオン電池による発火・火災への注意喚起等に力を入れた。併せて、中国の2020年末の古紙全面輸入禁止措置により今後の動向が懸念される古紙輸出・古紙需給・古紙価格などの情報入手に努めた。

(2) 登録審査

令和3年度再生処理事業者の登録審査については、52事業者(71施設)から申請を受け、書類審査と現地審査により可否の判定を行った。

書類審査を通った再生処理事業者のうち4社4施設に対して現地審査を実施し、申請書類と現地施設・人員配置状況等の整合性や再生処理能力等の検証を行った。審査の結果、52事業者(71施設)全てが合格となった。(詳細については、P7の表-9をご参照)

(3) 再商品化製品利用事業者への利用状況調査

再商品化製品の利用に関して、古紙利用状況や品質はもとより、コロナ感染拡大の影響、中国古紙輸入禁止措置の影響（特に生産設備の段原紙への転抄）など懸念材料が多く、事業者を訪問して状況を把握すべく予定を組んだが、年間を通してコロナ禍で訪問できない状況となった。

一方、再商品化製品の販売状況は順調で、利用事業者の生産調整が見られる中であっても、在庫の滞留等は見られなかった。

(4) 市町村との情報交換

再生処理事業者現地検査・登録現地審査等の際に、近隣の市町村を訪問のうえ情報交換を行った。

- ① 訪問先は引取量の減少幅の大きな1市、全体的に引取量が減少してきている状況下で数量が安定している7市町（構成組合含む）、ならびに申込量と引取量の乖離の大きかった1市を訪問した。

※ 名古屋市、高山市、刈谷市、本巣市、氷見市、桶川市、匠瑤市、盛岡・紫波地区環境施設組合、十和田地域広域事務組合

- ② 既存契約市町村に対するヒアリングからは減少の背景として、雑がみ回収・店頭回収などによる回収方法の多様化、市民の世代交代や海外移住者による分別の不徹底、市町村財政面などの指摘がされている。
- ③ 当協会からは、市民への更なる普及啓発・広報活動の強化を要請した。
- ④ コロナ感染症拡大に伴うマスク等の衛生品については、多くの市町村で市民への分別排出要請を行い、焼却処理がなされていた。

(5) 市町村・一部事務組合からの引取り品の品質調査

令和2年度は、引取りのあった105の保管施設に対し調査を実施した。結果は、以下の表-1の内容となった。

Dランク評価の市町村は葛尾村、八代市の2ヶ所であった。

（調査結果に関しては、本年5月19日に当協会ホームページで公表した。）

表-1

ランク	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	保管施設	比率	保管施設	比率	保管施設数	比率
A	103	98%	102	95%	106	97%
B	0	0%	1	1%	0	0%
D	2	2%	4	4%	3	3%
計	105	100%	107	100%	109	100%

*Dランクの主な理由：結束品・未破袋品混入、雑紙混入比率が高い

3. 令和2年度再商品化事業実績

(1) 市町村からの引取り

令和2年度の市町村からの引取実績量は20,274トであった。これは、契約量20,606トの98.4%であり、契約量を332ト下回った。前年度の令和元年度引取実績量は20,729トであり、前年度対比では97.8%、455トの減少となった。

令和2年度に契約したのは138市町村（保管施設数は105）で、すべての市町村（保管施設）からの引取りが行われた。

〈市町村からの引取り〉

表-2

令和2年度 契約量 A	令和2年度 実績量 B	令和元年度 実績量 C	契約量比 (量) B-A	契約量比 (比率) B/A	前年度比 (量) B-C	前年度比 (比率) B/C
20,606 ト	20,274 ト	20,729 ト	-332 ト	98.4%	-455 ト	97.8%

(2) 再商品化製品の販売

表-3

	令和2年度 実績量 t (比率)	令和元年度 実績量 t (比率)	対前年度 実績量比	令和2年度販売先
製紙原料	18,697(94.5%)	19,325(94.4%)	96.8%	製紙会社5社12工場
材料リサイクル	158(0.8%)	159(0.8%)	99.5%	農業協同組合連合会1団体
固形燃料化	930(4.7%)	985(4.8%)	94.4%	製紙会社7社10工場、セメント会社2社 2工場、エネルギー供給会社1社
計	19,785(100%)	20,469(100%)	96.7%	

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

令和2年度の再商品化は、30ジョイントグループ（構成事業者44社：選別28社、材料リサイクル1社、固形燃料化15社）と委託契約を締結し再商品化を実施し、再商品化製品の販売実績は、19,785トとなった。

手法毎の販売状況は、製紙原料、材料リサイクル、固形燃料化の3手法ともに引き続き需要は強く、問題なく利用事業者に販売された。手法毎の比率では、製紙原料が0.1%増、固形燃料化が0.1%減、材料は前年と同じ比率となった。

(3) 特定事業者・市町村からの再商品化受託量

表-4

	令和2年度 計画量 A	令和2年度 実績量 B	令和元年度 実績量 C	計画比 B/A	前年度実績比 B/C
特定事業者	32,670 ト	35,523 ト	36,185 ト	108.7%	98.2%
市町村	210 ト	197 ト	202 ト	93.8%	97.5%

※市町村負担比率は、令和元年度1%、令和2年度も1%でした。

(4) 令和2年度収支

① 紙製容器包装再商品化に係る全収支ベース(消費税込)

表-5-①

	予 算 A	実績 B	差 異 B-A	予算対比B/A
物量 (市町村引取量)	22,000 ト	20,274 ト	-1,726 ト	92.2%
収入計	546,943 千円	578,695 千円	+31,752 千円	105.8%
特定事業者実施委託料	443,015 千円	513,084 千円	+70,069 千円	115.8%
特定事業者拠出委託料	3,905 千円	4,080 千円	+175 千円	104.5%
市町村実施委託料	3,003 千円	2,822 千円	-181 千円	94.0%
再商品化委託収入(有償)	97,020 千円	56,541 千円	-40,479 千円	58.3%
その他の収入	0 千円	2,168 千円	+2,168 千円	-
支出計	546,943 千円	448,726 千円	-98,217 千円	82.0%
再商品化委託料	83,160 千円	57,458 千円	-25,702 千円	69.1%
市町村合理化拠出金	3,905 千円	185 千円	-3,720 千円	4.7%
市町村有償拠出金	88,200 千円	65,721 千円	-22,479 千円	74.5%
その他の経費	371,678 千円	325,362 千円	-46,316 千円	87.5%
精算金(収入計-支出計)		129,969 千円		

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

(予算と実績の主な乖離理由)

- ・ 令和2年度精算対象特定事業者からの再商品化実施委託料は507,700千円(この金額が実施委託料金精算の際の分母となる。)であったが、過年度遡及分の収入があったため、特定事業者実施委託料は513,084千円となった。予算策定時に32,670トと予測した特定事業者申込み量が、実績では35,523トと当初計画比8.7%の増加となり、特定事業者の実施委託料収入は約70百万円の増加となった。市町村実施委託料は、予算策定時22,000トで見込んだ引取量が、20,274トと減少したことにより微減となった。
- ・ 再商品化委託収入(有償)は、中国による古紙輸入規制の影響を受け、有償落札単価を-7,000円/トで計画したが、入札で-3,525円/トと大きく下回ったことにより約40百万円の収入減となった。(なお、この収入は、消費税相当額を控除後、当該市町村へ拠出された。)
- ・ 支出面では、再商品化事業者へ支払う再商品化委託料が予算を約26百万円下回った。これは、市町村からの引取量が予算策定時の計画量に対し減少したこと、更に有償落札が計画量に対し増加したことにより逆有償の引取量が減少し、これに伴い再商品化委託料も減少した。
- ・ 経費関係では、設備等調査費、商工会議所等委託費・研修費、印刷費・通信費等の経費が予算を下回ったことなどにより予算比約46百万円減少した。
- ・ 以上のような当初予算との乖離により、紙製容器包装の全体収支では130百万円の精算金が発生した。

② 再商品化実施委託料金収支ベース(消費税込)

表-5-②

	予 算 A	実績 B	差 異 B-A	予算対比B/A
物量 (市町村引取量)	22,000 ト	20,274 ト	-1,726 ト	92.2%
収入計	543,038 千円	574,615 千円	+31,577 千円	105.8%
特定事業者実施委託料	443,015 千円	※513,084 千円	+70,069 千円	115.8%
市町村実施委託料	3,003 千円	2,822 千円	-181 千円	94.0%
再商品化委託収入 (有償)	97,020 千円	56,541 千円	-40,479 千円	58.3%
その他の収入	0 千円	2,168 千円	+2,168 千円	-
支出計	543,038 千円	448,541 千円	-94,497 千円	82.6%
再商品化委託料	83,160 千円	57,458 千円	-25,702 千円	69.1%
市町村有償拠出金	88,200 千円	65,721 千円	-22,479 千円	74.5%
その他の経費	371,678 千円	325,362 千円	-46,316 千円	87.5%
精算金 (収入計-支出計)		126,074 千円	精算率 24.8%	

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

※特定事業者実施委託料は 513,084 千円であるが、うち精算対象特定事業者からの委託料は 507,700 千円である。

- ・ 精算率 24.8% = 精算金 126,074 千円 / 精算対象特定事業者実施委託料 507,700 千円

③ 拠出委託料金収支ベース(消費税込)

表-5-③

	予 算 A	実績 B	差 異 B-A	予算対比B/A
収入計	3,905 千円	4,080 千円	+175 千円	104.5%
特定事業者拠出委託料	3,905 千円	※ 4,080 千円	+175 千円	104.5%
支出計	3,905 千円	185 千円	-3,720 千円	4.7%
市町村合理化拠出金	3,905 千円	185 千円	-3,720 千円	4.7%
精算金 (収入計-支出計)		3,895 千円	精算率 97.8%	

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

※特定事業者拠出委託料は 4,080 千円であるが、うち精算対象特定事業者からの委託料は 3,980 千円である。

- ・ 市町村に対しては、消費税相当額を控除して拠出している。
- ・ 精算率 97.8% = 精算金 3,895 千円 / 精算対象特定事業者拠出委託料 3,980 千円

ご参考（経費率などの推移）

表-6

	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績
総支出	448,726千円	556,400千円	575,315千円
再商品化委託料	57,458千円	20,590千円	18,561千円
市町村合理化拠出金	185千円	1,115千円	1,275千円
市町村有償拠出金	65,720千円	208,006千円	223,226千円
その他の経費	325,363千円	326,689千円	332,253千円
経費率	72.5%	58.7%	57.8%

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

4. 令和3年度に向けた準備業務

(1) 令和3年度再商品化実施委託単価・令和2年度拠出委託単価

昨年10月20日開催の令和2年度第2回事業委員会において、令和3年度再商品化実施委託単価ならびに令和2年度拠出委託単価は以下のとおり決定した。

令和3年度再商品化実施委託単価（消費税抜）・・・16,000円/㍓

令和2年度拠出委託単価（消費税抜）・・・・・・・・・・0円/㍓

- ・ 年度別実施委託単価（税抜）・拠出委託単価（税抜）は、表-7のとおりである。

表-7

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実施委託単価（円/㍓）	16,000	13,000	12,000	15,000
拠出委託単価（円/㍓）	—	0	100	100

(2) 令和3年度市町村申込み状況

令和3年度の市町村からの紙製容器包装再商品化申込量は、21,280㍓となった。令和2年度の申込量20,606㍓との比較では674㍓の増加で、比率では前年度比103.3%となった。

また、令和3年度に当協会に再商品化申込みを行った市町村数は140であった。

表-8

	令和3年度 A	令和2年度 B	前年度比(量) A-B	前年度比(比率) A/B
市町村申込量	21,280㍓	20,606㍓	674㍓	103.3%
申込み市町村数	140	138	2	101.4%

※令和3年度申込辞退市町村：千葉県匝瑳市他2町村組合（解散）

※令和3年度新規申込市町村：東京都豊島区、伊豆諸島利島村、京都府宮津与謝環境組合

(3) 令和3年度再生処理事業者登録審査・入札選定

① 登録審査

令和3年度再生処理事業者登録審査は、書類審査・現地審査により実施した。書類審査では、施設、人員、財政的基礎等の適正さを判断し、現地審査では法的な届け出書類の原本確認や登録書類と現地施設の整合性の確認、再生処理能力の確認などを行った。

審査結果は、表-9のとおりとなった。

表-9

	申請		登録		合格率(%)	
	事業者数	施設数	事業者数	施設数	事業者数	施設数
選別	36	53	36	53	100	100
材料	1	1	1	1	100	100
固形燃料化	15	17	15	17	100	100
計	52	71	52	71	100	100

- ・令和3年度の申請は、52事業者71施設であり、それに対する登録(=合格)は、52事業者71施設となり、全ての事業者、施設が合格となった。
- ・登録施設の再商品化能力は、選別約129千ト、固形燃料化約73千トとなっており、市町村からの引取り予定量21,280トを大幅に上回っている。

② 入札選定

入札選定の結果は、表-10のとおりとなった。

表-10

	令和3年度	令和2年度	前年度比(%)
市町村数	140	138	101.4
保管施設数	107	105	101.9
入札対象保管施設数	89	87	102.3
入札札数(入札倍数)	225(2.53倍)	204(2.34倍)	110.3(108.1)
入札対象量(市町村申込量)	21,280ト	20,606ト	103.3
入札量(重量倍数)	69,243ト(3.25倍)	64,809ト(3.15倍)	106.8(103.2)
入札参加ジョイントグループ数	36	32	112.5
落札ジョイントグループ数	31	30	103.3
入札参加事業者数	50	46	108.7
落札事業者数	44	44	100.0
落札加重平均単価(税抜)	16円/ト	511円/ト	3.1

(4) 落札単価 (消費税抜き)・落札数量

①落札単価

(単位:円/トン) 表-11-①

	令和3年度	令和2年度	増減	前年度比 (%)
落札単価	16	511	-495	3
逆有償分	9,543	8,958	585	107
有償分	-4,246	-3,525	721	120
最高落札単価	280,000	500,000	-220,000	56
最低落札単価	-8,700	-6,000	2,700	145

※落札単価は消費税及び地方消費税を含まず

※最高落札単価は、福島県檜枝岐村 (1.8トン)

②落札数量

単位:トン 表-11-②

	令和3年度	令和2年度	増減	前年度比 (%)
落札総量	21,280	20,606	674	103
逆有償分	6,577	6,663	-86	99
有償分	14,703	13,943	760	105
有償比率 (%)	69	68	1	101

(特記事項) ※価格は消費税抜き

① 落札加重平均単価は、令2年度の511円/トンから16円/トンへ495円下降した。

② 有償入札は、全89保管施設中29保管施設となった。(全保管施設の32.6%)

※令和2年度の有償入札は、全87保管施設中28保管施設であった。(全保管施設の32.2%)

③ 有償入札による落札量は、14,703トン(全落札量21,280トンの69.1%)であり、有償落札平均単価は、-4,246円/トンとなった。

※令和2年度の有償入札による落札量は、13,943トン(全落札量20,606トンの67.7%)であり、有償落札平均単価は、-3,525円/トンであった。

④ 有償入札による再商品化事業者からの委託収入は約57百万円と見込まれ、消費税相当額控除後の金額が有償で落札した保管施設の市町村に拠出される。

なお、保管施設毎の落札結果は、4月8日に当協会HPで公表した。

(ご参考) 地域別落札状況

※単価は消費税抜

表-12

	地域	保管施設数	うち有償落札 保管施設	※落札量 (t)	R3 落札加重平均 単価 (円)	(ご参考) R2 落札 加重平均単価 (円)
1	北海道	25	0	3,743	9,785	8,500
2	東北	6	0	391	10,107	10,165
3	関東	10	6	6,085	-4,587	-2,406
4	北陸	10	10	1,851	-3,091	-2,947
5	中部	18	13	7,763	-2,896	-3,098
6	近畿	2	0	240	16,413	20,000
7	中国	8	0	809	8,057	9,639
8	四国	1	0	38	28,000	30,000
9	九州	9	0	360	12,078	11,557
	合計	89	29	21,280	16	511

※落札量はトン未満を四捨五入しております。

令和 3 年 6 月 2 日

令和 3 年度紙容器事業部活動計画

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

1. 事業を取り巻く状況

- (1) 令和 2 年度における市町村との紙製容器包装引取契約量は 20,606 トンであったが、市町村からの紙製容器包装引取量は、20,274 トンとなった。これは、前年度の引取実績量 20,729 トン比、量的には 455 トン、比率では 2.2%の減少となった。一方、令和 3 年度の市町村申込量は、21,280 トンであり、令和 2 年度市町村申込量 20,606 トンとの対比では 674 トンの増加、比率では 3.3%増加した。令和 2 年度引取り実績量比で 1,006 トン、比率では 5.0%の増加となっている。
- (2) 日本製紙連合会の公表データによると、令和 2 年における国内の紙・板紙の生産量は、22,876 千トンとなり、前年の 25,401 千トン比 9.9%の大幅減少となった。なお、同連合会による令和 3 年の紙・板紙の内需は、前年比 0.4%の増加と見込んでいる。
- (3) (公財)古紙再生促進センターの公表データによると、令和 2 年の古紙の回収量は 18,883 千トンとなり、前年の回収量 19,795 千トン比 95.4%の水準となった。
- (4) これまでの紙製容器包装の利用状況に目を向けると、製紙原料としての紙製容器包装に対しては、品質の安定性が評価され引き続き高い需要がある。材料リサイクルとしての古紙破碎解繊物(家畜の敷き料)、固形燃料も同様にニーズは高いものがあつたが、長引く米中経済摩擦の影響、中国の古紙全面輸入禁止措置の影響、さらにはコロナ感染症拡大の影響など、令和 3 年度の容リ古紙の入札は引き続き強い不透明感の中での実施となつた。
- (5) このような環境のもとで実施した令和 3 年度再商品化事業者の入札において、落札加重平均単価は逆有償の 16 円/トン(消費税抜)となり、令和 2 年度の逆有償 511 円/トン(消費税抜)比、495 円/トン前年を下回つたが、昨年同様に逆有償となつた。今後のコロナ感染症の世界的動向、さらに、米中貿易摩擦の動向など令和 4 年度の入札への影響が懸念される。
- (6) 令和 3 年度入札に対する落札事業者数は、44 社(選別 29 社、材料リサイクル 1 社、固形燃料化 14 社)となり、令和 2 年度の落札事業者数 44 社(選別 28 社、材料リサイクル 1 社、固形燃料化 15 社)との比較では、総事業者数は同じであるが、選別と固形でそれぞれ 1 社増減があつた。
- (7) 入札に先立って実施した令和 3 年度再商品化事業者登録申請では、登録申請事業者数は 52 社(選別 36 社、材料リサイクル 1 社、固形燃料化 15 社)であり、これは令和 2 年度の 52 社(選別 36 社、材料リサイクル 1 社、固形燃料化 15 社)と全く同じ内容となり、審査の結果、登録申請のあつた全ての事業者が合格となつた。

2. 令和3年度活動計画

(1) 再生処理事業者への選別・安全操業の指導

紙製容器包装再商品化製品の品質の安定性に関しては、製紙会社等利用事業者から高い評価を得ており、今年度も引き続き、高い品質評価を維持できるように再生処理事業者への選別指導に注力する。また選別強化による品質向上はもとより、紙製容器包装の運搬や工場操業時の労働災害防止のため、安全・衛生・防火面での指導に継続して取り組む。とりわけ、大きな事故につながる可能性のある過積載ならびにリチウムイオン電池による発火・火災については、引き続き注意を促し指導を強化する。

また、コロナ禍においては、再生処理事業者従業員への衛生対策も重要な案件であり、有益な情報の共有化に努める。

(2) 紙製容器包装分別基準の徹底

平成18年度より市町村から引き取った紙製容器包装分別基準適合物の品質調査を実施しており、令和2年度は105保管施設のうちAランク評価105件、Bランク評価0件、Dランク評価2件となり、前年度よりDランク評価が2件減少した。引き続き、中間処理を行っている市町村に対し、市民への啓発・広報活動など更なる品質向上への協力を求める。

(3) 紙製容器包装リサイクル推進協議会との連携

市町村の紙製容器包装の回収量が減少傾向にある。要因としては、特定事業者の3Rの取り組みなどポジティブな要因と、市民の分別排出が徐々に損なわれて来ているなどのネガティブな要因があると考えられる。これら両面的な要因に対応するためには、特定事業者の取り組み支援、市民への宣伝などの取り組みが求められることから、引き続き紙製容器包装リサイクル推進協議会と連携を強化する。

(4) 市町村との情報交換等

- ①市町村から当協会への紙製容器包装引渡量の減少になかなか歯止めがかからない。引渡量のピーク時と比較すると約3割減少している。この上記(3)の3Rなどのポジティブ要因と分別排出が損なわれるなどのネガティブ要因が考えられるが、市町村においては紙製容器包装の再商品化が開始されてから既に20年近く経過し、高齢化と世代交代で市民の方々の分別排出が甘くなり紙製容器包装が燃えるごみとして処理されているケースもあるのではないかとの見方が強い。本年度も既存契約市町村を直接訪問することにより、量の減少の背景・要因をできる限り把握し、減少している市町村に対しては回収量が増加している市町村の好事例等を紹介するなど、分別排出の啓発・広報活動の強化を申し入れていく。

また、新型コロナウイルス感染の影響で、紙製容器包装の発生状況が従来と大きく異なることが考えられ、実態を把握するとともに、具体的な衛生対応などの情報共有化を進める。

- ②紙製容器包装では、市町村による再生処理事業者への「現地確認」を平成24年度より制度化したが、今後も当制度の積極的利用を市町村に要請し、再商品化透明性の向上に努める。

(5) 再生処理事業者ならびに再商品化製品利用事業者からの情報の入手

長引く米中貿易摩擦、今後のコロナ感染症の動向、既に実施された中国の古紙全面輸入禁止措置の影響など、古紙を取り巻く環境には不透明感が漂っている。これらは、令和4年度の紙製容器包装の入札においても大きな影響をもたらす可能性がある。そのような中で精度の高い事業活動を行うために、日本製紙連合会、(公財)古紙再生促進センター、製紙会社、再生処理事業者など関係者から最新の情報収集に努める。

以上